

## 九州大学 動物実験委員会 委員名簿

令和5年5月16日現在

	区分	部局名	職名	氏名	規則適用条項	任期
1	委員長	医学研究院	研究院長	赤司 浩一	第3条第2項 第1号	R5. 1. 1～
2	副委員長	医学研究院	教授	高橋 英機	第3条第2項 第2号及び5号	R5. 4. 1～R7. 3. 31
3	委員	理学研究院	教授	松尾 直毅	第3条第2項 第3号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
4	委員	医学研究院	准教授	絹川 真太郎	第3条第2項 第3号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
5	委員	歯学研究院	教授	清島 保	第3条第2項 第3号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
6	委員	薬学研究院	教授	西田 基宏	第3条第2項 第3号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
7	委員	工学研究院	准教授	森 健	第3条第2項 第3号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
8	委員	農学研究院	教授	辰巳 隆一	第3条第2項 第3号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
9	委員	生体防御医学研究所	教授	馬場 義裕	第3条第2項 第3号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
10	委員	先導物質化学研究所	准教授	狩野 有宏	第3条第2項 第3号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
11	委員	アイソトープ統合 安全管理センター	准教授	山内 基弘	第3条第2項 第3号	R3. 10. 1～R5. 9. 30
12	委員	基幹教育院	教授	太田 訓正	第3条第2項 第3号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
13	委員	人文科学研究院	准教授	吉原 雅子	第3条第2項 第4号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
14	委員	比較社会文化研究院	教授	楠見 淳子	第3条第2項 第4号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
15	委員	法学研究院	教授	江口 厚仁	第3条第2項 第4号	R4. 4. 1～R6. 3. 31
16	委員	生体防御医学研究所	准教授	柴田 弘紀	第3条第2項 第6号	R5. 4. 1～R7. 3. 31

## 九州大学動物実験委員会規程

第3条 委員会は、その役割を十分に果たすため、次に掲げる者により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者

2. 総長は、前項の規定に基づき、次に掲げる者を委員として任命する。

- (1) 医学研究院長
- (2) 医学研究院附属ヒト疾患モデル研究センターの教員
- (3) 次条第1項に規定する部局動物実験委員会を置く部局(同条第3項に基づき二以上の部局にまたがって設置される場合はいずれか一の部局)の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人
- (4) 人文科学研究院、比較社会文化研究院及び法学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 各1人
- (5) 九州大学動物実験規則第6条に規定する動物実験主任者
- (6) その他動物実験委員会が必要と認めた者